



# 議会・選挙

## 議会・選挙

### 議会

問 議会事務局

#### 市議会

市議会は、皆さんから選ばれた議員(任期4年)が皆さんの声を市政に反映させるために審議する場所です。1年に4回開かれる「定例会」と必要に応じて開かれる「臨時会」があり、市政の基本的な方針を議案などの審議を通じて決定しています。

市議会を構成する議員の定数は現在20人です。

#### 請願と陳情

市政に対する皆さんの要望を「請願」や「陳情」として市議会に提出することができます。表紙に件名を表示し、本文には要旨・提出年月日・宛先(行田市議会議長)・提出者(法人および団体含む)の住所・氏名(署名または記名押印)などを記載してください。

なお、請願は、市議会議員の紹介が提出要件となり、表紙に紹介議員の署名または記名押印が必要です。

#### 市議会の傍聴

議会開会中は、議場入口で傍聴券(受付簿)に、住所・氏名を記入するだけでどなたでも傍聴できます。定員は46人です。

団体での傍聴は、代表者または責任者が団体名と人数、代表者(責任者)の氏名を記入してください。

### 選挙

問 選挙管理委員会

#### 選挙権と被選挙権

#### 選挙権

国会議員の選挙権の場合には、日本国民で満18歳以上であること、地方公共団体の議会の議員および市町村長(都道府県知事)の選挙権の場合には、日本国民で満18歳以上であること、同一市町村に引き続き3カ月以上住んでいることなどが必要です。また、選挙の時に投票できるのは、選挙権があり、選挙人名簿に登録されている方です。

#### 被選挙権

被選挙権は、日本国民であり、次の要件を満たしていること、かつその選挙の選挙権を有することが必要です。

- ▶ 衆議院議員と市町村長は満25歳以上
- ▶ 参議院議員と都道府県知事は満30歳以上
- ▶ 都道府県と市町村の議会の議員は満25歳以上

#### 投票

選挙の都度、投票所入場券を発送します。投票所は入場券に記載してありますので、確認の上投票してください。入場券が届かなかったり、紛失してしまったりした場合は、投票所で申し出れば本人を確認の上、投票することができます。

#### 期日前投票と不在者投票

投票日に投票できない方のために、期日前投票・不在者投票の制度があり投票日前に投票することができます。

##### 投票期間

選挙の公示または告示日の翌日から投票日の前日まで

##### 投票できる方

行田市の選挙人名簿に登録されていて、投票日に仕事や旅行などの理由があり、次のいずれかに該当する方

##### 【期日前投票】

- ▶ 期日前投票を行う日に選挙権のある方

##### 【不在者投票】

- ▶ 不在者投票所として指定された病院、老人ホームなどの施設に入所している方
- ▶ 出張などの理由で、行田市で投票することはできないが、行田市へ投票用紙を請求し市外の選挙管理委員会で投票する方
- ▶ 投票日には18歳になるが、期日前投票をする日には18歳未満の方

#### 在外選挙制度

海外に3カ月以上住んでいる方は、事前に申請して在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証の交付を受けることにより、国政選挙の投票を海外で行うことができます。

## 広報広聴

### 広報広聴

問 広報広聴課

#### 市報ぎょうだ

市政と市民を結ぶ「市報ぎょうだ」は各自治会の協力をいただいて配布している他、各公民館、図書館、南河原支所、VIVAぎょうだ、一部のコンビニエンスストアなどに置いてあります。また、ボランティアグループ「行田朗読の会」の協力により「市報ぎょうだ」を吹き込んだCD-Rを、視力障害者の方向けに用意しています。

#### 広聴活動

市民の声を市政に反映させるため、「市長への手紙」を実施しています。市内の公共施設に置いてある所定のはがきに市政に対する意見・要望を記入しポストに投函してください。なお、市ホームページやFAX、はがきや封書による意見なども受け付けています。

また、定期的に市民意識調査を実施し、皆さんの要望の把握に努めています。その他、市長が直接対話により皆さんから市政への意見や提言などをお聴きする公聴会を実施しています。